

請願第10号	受理年月日	令和元年9月19日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	入院時食事療養費負担額の引き下げの国への意見書の提出について	
要旨	<p>国は公的医療保険の給付抑制の一環として、入院時食事療養費の患者自己負担額を2016年4月に260円から360円に、2018年4月には更に460円とする大幅な引き上げを行ってきた。</p> <p>入院給食はバランスがとれた3度の食事というだけではなく、患者一人一人の病状や栄養状態に応じて提供され、栄養管理を行う治療の一環としての役割を果たしている。</p> <p>現在入院中の食費は1食640円となっているが、患者は食材費や調理費相当額として460円を負担し、残りは入院時食事療養費として公的医療保険で賄われている。医療費の自己負担割合は3割にもかかわらず、入院中の食費についてはこれが当てはまらず、入院中の食費の自己負担割合は2018年以降7割を超えるものとなっている。入院すれば1日1,380円の自己負担額が発生し、これに伴い、患者が受診を抑制したり、入院が必要と認められる患者が入院を拒否したりと、安心して医療が受けられない状況になるおそれがある。</p> <p>については、市民が安心して医療機関を受診でき、継続した治療が受けられるよう入院時食事療養費負担額の大幅な引き下げについて、国に対して意見書を提出していただきたい。</p>	